

2012-11-06 : 平成24年町税等徴収対策強化特別委員会 名簿

1

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年11月6日(火)

午後1時30分

閉 会 午後3時50分

出 席 者 議 員 8 名

出 席 委 員	委員長	小 澤 眞 司	副委員長	露 木 寿 雄
	委 員	室 伏 寿美夫	委 員	山 本 俊 明
	委 員	佐 藤 恵	委 員	原 田 洋
	委 員	土 屋 誠 一		
	議 長	高 橋 延 幸		

欠 席 委 員 な し

傍 聴 議 員 3 番 村瀬公大議員、4 番 善本真人議員、6 番 丸山孝夫議員
8 番 室伏重孝議員、13 番 松野 満議員

説明のため出席した者の職氏名

町長：富田幸宏 副町長：露木高信 公営企業管理者（企業部長）：青木 剛

教育長：篠原通夫 消防長：秋山榮作

総務部長：高橋 正 福祉部長：北村 満

まちづくり部長：森本真純 教育委員会事務局長：岩本知三

(秘書広報室) 室長：松野善一

(徴収対策室) 室長：力石浩一 副室長：須藤裕明

主幹：菊地敦子、川口かやみ、梨子本隆志

副主幹：高橋資次、二宮 淳、二見祐輔、飛田直哉、常盤茂樹

(税 務 課) 課長：朝倉礼彦

(財 政 課) 課長：平澤喜代司

(福 祉 課) 課長：菅沼浩行

(介 護 課) 課長：富岡 清

(住 民 課) 課長：佐藤吉弘

(水 道 課) 課長：小澤宣昭

(温 泉 課) 課長：力石 剛

(下水道課) 副課長：小澤茂雄

書記： 議会事務局長 鈴木誠二 議会事務局副主幹 狩野博則

町税等徴収対策強化特別委員会

開 会 平成24年11月6日（火）午後1時30分

○委員長【小澤眞司君】 ただいまから、町税等徴収対策強化特別委員会を開会いたします。

傍聴議員は、村瀬議員、善本議員、丸山議員、室伏重孝議員、松野 満議員の5名でございます。報告いたします。一般傍聴は来ておりません。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長【富田幸宏君】 皆さん、こんにちは。

大変天候の悪い中、かつ閉会中において、大変お忙しい中を、本日、町税等徴収対策強化特別委員会の開催、そしてご出席、正・副委員長はじめ委員各位、ご苦勞様でございます。また、ありがとうございます。

本特別委員会の目的につきましては、徴収対策強化ということを、議会側にもご協力をいただくという、こういった観点から、この委員会の設置をいただけたというふうに理解をしているところでございます。

そういった中で、いろいろな取組みをしておりますけれども、本日案件等につきまして、また滞納処分等々につきましても、今後の考え方などをご説明をさせていただきたくでございます。

目的は同じというふうに思っておりますけれども、やはり議会のお立場からの建設的なご批判、またご意見等々をいただく中で、さらに徴収対策に努めてまいりたいという、こういった思いもございますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただく中で、委員会を進めていただきますことをお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【小澤眞司君】 続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【高橋延幸君】 皆さん、こんにちは。

本委員会が開催されるに当たりまして、もう12月定例会の3週間前という、昨日は議運も済みました。その中、議員各位におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ご審議のほど、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○委員長【小澤眞司君】 ありがとうございます。

それでは、案件に入らせていただきます。（1）平成24年度9月末町税等収納状況について、須藤徴収対策室副室長からお願いします。

○徴収対策室副室長【須藤裕明君】 （資料No. 1 説明）

○委員長【小澤眞司君】 10月1日付けで、収納率が前年度に比べて上がってきているという報告でございますけれども、徴収対策室の皆さんの努力だと思います。

この資料No. 1についてのご質問等はございますか。露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 いつもの表と変わらないと思うんですけど、調定額（B）とありますよね。これは例えば、町たばこ税なんかだと、予算に対して半額ぐらいで、収納率100%になっていますよね。

その他のところは、ひどいところだと25%とかあるけど、これは年間の、町たばこ税のこの1億1,300万というのは、いつの時点の調定額なんですか。1年間分ですか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 これは9月末現在の調定額でございます。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 その他の調定額というのは、これは年間のことですか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 町民税等は、当初賦課されているものについては、この年間ですし、その後、修正等が入ってきますと、それに加算されるということになりますので、現時点、9月時点での年間の調定額でございます。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 そうするとだから、町たばこ税は9月末ですよ、調定額は。そうすると、ここに収納率の脇にでもね、9月末の何かを入れると、9月末に対しての収納率が、本来なら100%なのが、80%ですよとか、ちょっと分かりやすいんじゃないですかね、1つ付いていると。これだとね、国民健康保険料の場合、今の時点25.58%で、最終的には80%ぐらいにはなるんですかね、その辺がこの、今の時点で、収納率が100%のところは80%ですよ、90%ですよというのが、分かりやすい表になると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

質問の意味、分かりますか。

○委員長【小澤眞司君】 高橋総務部長。

○総務部長【高橋 正君】 納期限ごとにとということでしょうか。例えば、納期が到来しているものについての徴収率がどうかということですか。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 例えば、保育料なんかも、分かりますよ、納期が10回に分かれているものとか、4期に分かれているとか、それで、今9月末で、この表をまとめているわけでしょう。9月末でいいじゃないですか。8月の分も、9月に含めればいいでしょう。10月以降は含めないで入れれば、収納率が、町たばこ税だとか保育料並みになるわけでしょう。

じゃないと、今の収納率が見えてこないんですよ、これ。

○委員長【露木寿雄君】 北村福祉部長。

○福祉部長【北村 満君】 保育園の保育料のお話が出ましたので、ご説明いたしますと、予算額はこれだけの入園児がいるので、年間そのぐらいの保育料が入るだろうという予算額ですが、調定はあくまでも、その時点で在園している人数に対しての保育料ですから、月々変わってきますので、毎月毎月、その時点での人数を調定額として、それに対する徴収率という形になります。

ですから、町たばこ税ですとか入湯税も、月々の売上げ等で調定していると思いますので、保育園と同様だと思います。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 町税まとめて8科目ございますが、その科目ごとの内容になってきます。

したがって、こういうような形で年間の調定、あるいは月々の調定というような形で分けさせていただいているというのが実情です。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 だから、違うなら違うなりに、これ7項目あるんだから、それなりに表がつくれるでしょう。まとめたのは、まとめて平均でもいいけども、合計は。その1つ1つの納期が、9月末の時点で金額がわかるわけでしょう。完全な調定額が。それに対しての収納率が出せるわけでしょう。そういうのを、この脇にでも1つ入れれば、現在の収納率が「ああ、そうか、90%ぐらいいつているのか」とか、見えるでしょう。

これ年間のだと、これが35%が、今の時点ではじゃあ何%いつているのか、見えてこないんですよ。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 全体の表、右側に余白もございますので、今後検討させていただいて、分かりやすいような資料づくりに努めたいと思います。

○委員長【小澤眞司君】 露木副委員長。

○副委員長【露木寿雄君】 その辺、よろしくお願いします。

それともう1つ、介護保険料の普通徴収分、前年度は46.54%ですよ。それで現年は、一番右側、10月1日を入れても39.18%と、だいぶ落ちてるんだけど、これは何か理由があるんですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 介護保険料につきまして、今回9月末ということで、徴収率が落ちているような状況です。介護保険料を滞納されている方につきましては、町税も滞納されている方がかなりいらっしゃる

います。

そのようなことで、例えば1つのお金を徴収してくるに当たって、町税優先ということが法律にありますので、そういうようなところで振分けを、徴収職員がさせていただいて、そのようなバランスを踏まえて、今後につきましても、入れていきたいと考えております。

○委員長【小澤眞司君】 今の質問の中で、調定額、これ年間単位で書かれているけども、月単位に調定額が書けるかという質問でございますので、徴収対策室として検討していただいて、書けるならば、次の委員会のときにできるかどうか、検討していただきたいと思います。

他に質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、資料No. 1の質問を終わらせていただきます。

次に、(2)から(4)については、後で資料をお届けしますので、それを参考にしながら質問していただきたいと思います。

3 案件(2)から(4)、また、4 報告事項(1)特定滞納者の認定については、使用する資料、滞納者氏名、滞納金額等の記載がありますので、審議については、秘密会とすることが適切であると思います。秘密会とするためには、湯河原町議会委員会条例第16条第1項のただし書に基づき、委員会の決議が必要となります。

お諮りいたします。

秘密会とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○委員長【小澤眞司君】 全員賛成。

それでは、3 案件(2)300万円以上高額滞納者の町税等の納付状況について、(3)平成24年度滞納繰越分滞納者について、(4)平成24年度上半期不納欠損執行予定表について、4 報告事項(1)特定滞納者の認定についての審議につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

次に秘密会の開催に当たり、2点ほどお伝えいたします。

1点目は、秘密の保持についてでございます。

湯河原町議会会議規則第92条第2項に、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない」との規定がございます。

このことに反した場合は、議員におきましては、懲罰の対象となり、職員におきましては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けることになることを、ご承知しておいてください。

2点目は、議事録についてでございます。秘密会におきましても、通常の委員会と同様に、会議の内容として、議事の記録をとりますが、湯河原町議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、公表はいたしません。

以上2点、委員長より申し上げます。

(秘密会開会 午後1時50分～午後3時40分)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、通常の委員会を再開いたします。

4 報告事項(2)差押執行状況表について、梨子本徴収対策室主幹からお願いします。

○徴収対策室主幹【梨子本隆志君】 (資料No. 5 説明)

○委員長【小澤眞司君】 ご質問はございますか。原田委員。

○10番【原田 洋君】 預金を差押えしているんですか。預金ていうのは、普通預金か何かで、下げられないようになっていて、じゃない、定期か何かで。そのために差押えしているの。

それとも、預金がないのに、預金通帳を差押えしているんですか。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 こちらの預金の差押えにつきましては、だいたいサラリーマンであれば、給料日というものが預金調査をしますと、いつ振り込まれるというのが分かります。

あと、残高とかを確認して、そこに滞納額に満たなくても、金額があれば、それを差押えるということで

す。差押えることによって、必然的に時効も止まると。そういうような形も含めた中で、差押えをさせていただいております。

○町長【富田幸宏君】 もう少し具体的に、どういう差押え方をしているのかという、通帳を預かっちゃっているのかとか、入金を、資金移動があったときに、その辺のもう少し詳しい実態を話して。

○徴収対策室長【力石浩一君】 まず、徴収対策室の方で、各金融機関の方に預金調査をしております。その預金調査に基づいて、残高が判明します。その時点で、もちろん滞納者の預金になりますけども、その預金を、定期預金にしる普通預金にしる、あらゆる預金がありますけども、その時点で差押えをするというようなことで、差押えされると、その預金は引き下ろすことができないということになります。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 ちょっと勉強のために聞きますけども、いわば預金通帳、ゼロでも差押えする、極端に言えば。後に入ってくるものも、おろされないような形で差押えということをするわけですね。

今、もし入っているんだったら、これを下げて、払ってくれませんかという方法があるわけでしょう。差押えしなくても。その辺をちょっと、教えてください。

○委員長【小澤眞司君】 力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 預金が0円であれば、差押えは基本的にはしません。今現時点、あるその金額に対して差押えをするものですから、その額を差押えて取り立てるというような形になります。

○委員長【小澤眞司君】 原田委員。

○10番【原田 洋君】 じゃあ、入っているっていう金額だけね。後から入ってきたのは、別ですね。

○徴収対策室長【力石浩一君】 差押えの対象にならないです。

○10番【原田 洋君】 ならないんですね。はい、分かりました。

○委員長【小澤眞司君】 他に質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 1点だけ確認のために。動産が4件ございますけども、この動産の中でですね、やっぱりほんとに、家族で貴重に守っている財産、財産というか動産ですよ。だから、具体的には宝石とか、絵画とかですね、そういうものまで、この動産の中で押えている実績はあるんですか。

力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 この4件につきましては、軽自動車3件、あと1件は絵画5枚差押えたのが、それを差押え1件と捉えておまして、4件という形で、今年度インターネット公売にかけまして、車の方は20万1,000円、絵画の方は5枚で、合計10万円で公売したというような状況です。

○委員長【小澤眞司君】 指輪とか宝石とか、そういうものは押さえたことはないんですか。そういうのは対象になるんですか。

力石徴収対策室長。

○徴収対策室長【力石浩一君】 貴金属、宝石も対象にはなりますが、鑑定が必要になりますので、予算はありますけども、そういった鑑定評価というものも必要になってきますので、できるだけ公売しやすいものを考えております。

○委員長【小澤眞司君】 はい、分かりました。

今の室長の報告以外に、何かご質問はございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 なければ、質疑を終わりにします。

秘密会の案件も含めて、終了いたしました。

その他で、委員の皆様、何かございますか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 行政側からは何かございますか。説明不足はなかったですか。

(なし)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、ないようですので、資料の回収をお願いいたします。

(資料回収)

○委員長【小澤眞司君】 それでは、傍聴議員の資料の回収は終わりましたね。

それでは、町税等徴収対策強化特別委員会を閉会いたします。

次の会議につきましては、来年の1月過ぎにでも開催したいというふうに考えておりますので、また、ご協力をよろしくお願いいたします。

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。

Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.